

認証資格の無効について

1. 認証資格無効と再認証試験受験資格

認証資格は、2項「認証資格が無効となる条件」に該当する場合に無効となります。

無効となる条件が発生した場合、速やかに(遅くとも6か月以内に)雇用主に連絡するとともにJSNDI 認証事業本部査定委員会に「認証無効届出書」を提出してください。

認証資格は無効となりますが、特別再認証試験の受験資格が与えられます。ただし、「認証無効届出書」の提出が、無効となる条件が発生してから6か月を超えてしまった場合、特別再認証試験の受験資格は与えられません。

また、認証資格が無効となったことはホームページに公表されます。

* レベル3 資格保持者で特別再認証試験の受験機会を与えられた場合、特別再認証試験を受験するために「実技能力の確認書類」が必要になりますので、予め準備をしておいてください。詳細はホームページ (EB3)「レベル3 実技能力の確認書類」を参照してください。

2. 認証資格が無効となる条件

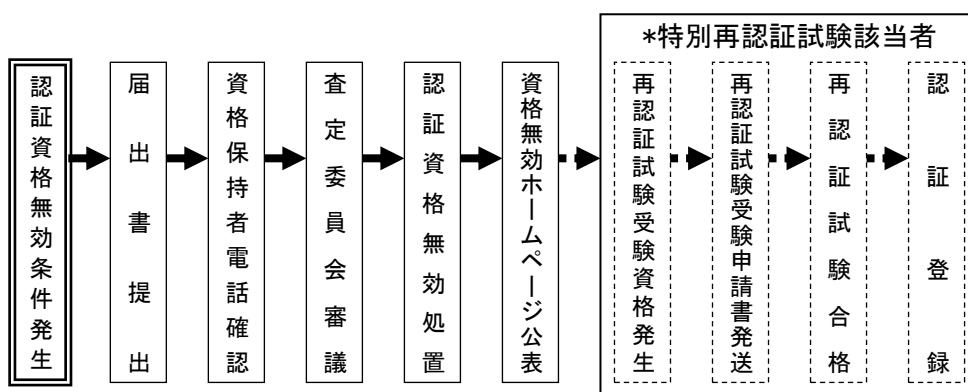
次の場合に認証資格は無効となります。

- ①個人が、雇用主の責任の下に毎年行われている視力検査に合格しなかったことによって、業務の遂行が身体的に不可能な場合。
- ②個人が認証を受けた NDT 方法に関して大幅な中断が生じた場合。

大幅な中断

- ・ 認証を受けた個人の業務の欠如又は変更であり、連続した1年間又は2回以上の期間の総計で2年間を超えて、認証を受けた適用範囲の NDT 方法の資格レベル及び分野に対応した職務を遂行できなくなる期間。
- * 所属部署等の業務内容変更、人事異動、転職及び退職などにより NDT 業務の遂行ができない状態となった期間のこと。ただし、NDT 業務のない部署等に所属していたとしても、勤務先として NDT 業務があり、定期的又は不定期に NDT 業務に従事している場合は、この限りでない。
- ・ 中断期間を算出する場合、法定休日、30日未満の病気の期間、30日未満の訓練コースの期間は含めない。
- * 法定休日：労働基準法で定められた休日（週1日の休日のこと）。祝日及び休暇（育児休暇等）は、法定休日に含まれません。

3. 手続きの流れ



◆届出書提出の時期により、認証資格が無効になってから特別再認証試験に合格し資格認証されるまでに12か月から17か月かかります◆

4. 提出先（簡易書留で提出してください）

(一社) 日本非破壊検査協会 認証事業本部 査定委員会
 〒136-0071 東京都江東区亀戸 2-25-14 京阪亀戸ビル10階
 TEL 03-5609-4014

認証無効届出書

認証資格が無効となる条件が発生しましたので、下記により申請いたします。

届出日	(西暦) 年 月 日
資格保有者氏名 (自筆署名・押印)	印
電話番号 (日中確実に資格保持者と連絡の取れる電話番号を記入)	
個人コード	P
認証番号	N
NDT 方法・レベル	
資格証明書返却の有無	<input type="checkbox"/> 本届出書に資格証明書を添えて返却 <input type="checkbox"/> 資格証明書紛失のため返却不可

該当する無効となる条件 (✓記入)	<input type="checkbox"/> 視力検査不合格による業務遂行が身体的に不可能 <input type="checkbox"/> 大幅な中断の発生
無効条件発生から届出までの期間	<input type="checkbox"/> 6 か月以内 (特別再認証試験の受験希望のチェック必須) <input type="checkbox"/> 特別再認証試験の受験を希望します <input type="checkbox"/> 特別再認証試験の受験は辞退します <input type="checkbox"/> 6 か月を超える (特別再認証試験の受験資格は与えられません)

* 認証資格が無効となったことはホームページに公表されます。

上記無効となる条件が発生しましたことを証明致します。

雇用主証明日	(西暦) 年 月 日
雇用主氏名・押印	印
勤務先名・所属・役職	
勤務先住所	〒 TEL / FAX

《 認証事業部記入欄 》

受理日	資格保有者 電話確認日時	査定委員会 審議日	受験資格	ホームページ 公表日	認証無効 処理日	通知日	査定委員会 処理確認日
			再認証 ・ 新規				